

一首懐紙書式雑纂

武井和人

緒言

昨年、左の如き小文を発表する機を得た。

「飛鳥井家歌学書類札記——室町歌学史私稿——」〔リポート等間〕
第24号 昭58・10

この中で述べた事は、室町期、飛鳥井家のみ一首懐紙を3行5字で書くといふ書式を、かなり厳格に主張してをり、その思想的背景は如何、といったやうな事であつた。枚数にも制限があり、かつ執筆調査時間も余裕があつたといふ訳でもなかつたので、論自体は今一つ納得の行くものとはなりえなかつた。そこで、小稿では、時代を平安から明治初頭あたりにまで拡大し、一首懐紙の書式の沿革を、文献資料や実際の懐紙の遺品に即しつつ、

3行3字 標準の書式

3行5字 異端の書式

といふ一点のみを確認してみようと思ふのである。

なほ、あらぬ誤解を招かぬやうに、あらかじめ筆者の立場を略述して置く。

《歌学史》を冠する研究書は、従前も枚挙に暇が無い程であつたが、それらの悉くは、《芸術至上主義》とも呼びうるやうな姿勢を以て歌学史を構築してゐたといつてよからう。その姿勢自体に問題のあらうはずが無い。問題は、《芸術至上主義》的方法乃至関心では、全く論じえない領域が残されてしまつた事なのである。例へば、小文で概括しようとしてゐる懐紙・短冊等の書式であり、へてにはは論であり、和歌会の故実であり、秘事・口伝・伝授であつた。これらを、文学としての和歌を享受するに際しての不純物なるがゆゑに一切無視し、歌学史をそれ以外の領域——例へば、貫之の古今集仮名序、公任・俊成・定家・心敬・正徹等の著作のある部分——のみ

を以て構築する事は、一つの立場の表明にはなりえても、実態論としての文学史とはなりえない。近年の古今伝授研究の再興は、従来の〈芸術至上主義〉に対する反省がその背景にある事は確かだらう。然し、古今伝授史研究は、つまるところ、日本のエッセイ研究へと向ふだらうが、小文で述べる懐紙・短冊の書式などは、そのやうな議論に、一から十まで応へうとも思へないのである。これにはまた別の視点——様式美学といったやうなもの——を導入せざるをえない。ともかく、《歌学史》は、〈純粹芸術〉的領域から、〈瑣末主義〉の権化の如き領域まで、極めて裾野の広い研究対象である。始めから立場を明らかにする必要は無く、気の付いた資料を通じて、《歌学史》の実態論的再構築に努めれば良い、といふのが筆者の考へである。

ただ、以下紹介する文献は、たまたま筆者の手に流れついたものにしからず、全文献を網羅・検討した上での論では無い事をお断りして置く。触れるべき資料を御教示いただけたら幸甚である。

I 平安時代

平安期に於る一首懐紙の書式を伝えるものとして、藤原清輔の『袋草紙』（保元初年頃成る）上巻の記事がある。

一、和歌書様

三行三字書之。但近代不必然。故老書。墨黒頭然可書之。不可執手跡云々。（藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫

学篇』は折衷案を提示してゐる。

以上、細部にわたる解釈は限定しえないものの、清輔の頃既に、一首懐紙の書式が3行3字であった事が確認出来た。ただここで注意すべき点は、『袋草紙』（の少なくとも上巻）が二条天皇に進覧するために執筆されたといふ背景である。時に天皇10代半ば、初学者に最初から例外を教授する筈もなからうから、3行3字が標準だった事は事実だらうが、初学の天皇に対しても敢へて「近代不必然」と例外も添書きしなくてはならない程、〈近代説〉が用ゐられて来たのも事実には違ひあるまい。世尊寺伊行の『夜鶴庭訓抄』へ平安末成るに「哥を書様、二行ならば五七五（一行）、七々（一行）。三行ならば五七（一行）、五七（一行）、七（一行）、まで三くだりにあるべし。たゞ手だにうつくしくはなどいふ事はむげの事也。さればこそみちはいみじけれ」（は原文割注。以下の引用に於ても同様）とあり、この対立は、『歌道入木道』といふ図式にまとめるべきなのかもしれないが、〈近代説〉の一つである可能性はある。

II 鎌倉時代

鎌倉初期の説として、藤原定家の著作を見てみよう。その前に、定家自身の懐紙を確認して置く必要がある。といつても、自筆の一首懐紙が伝存してゐるのではない。証言乃至その忠実な写しが残されてゐるのだ。

(1) 拾遺愚草・下・部類哥・秋・二二八二

氏「袋草紙考証 歌学篇」へ和泉書院昭58・10に拠る。但し、送り仮名は省略した。

この記事には、二つの問題点がある。

- (1) 「三行三字書之」といふ規定は、一首懐紙のみの場合か、それとも、あらゆる場合を含むのか。
 - (2) 「近代不必然」といふ但書は、一首懐紙の場合でも適用しうるのか、それとも、一首懐紙は3行3字だが、二首懐紙以上はこの規定が「近代」ゆるんで来たの謂なのか。
- (1)については、本文に何も限定が無いので、清輔が意図した事は判然としないが、順徳院の『八雲御抄』（後掲）に依ると、少なくとも順徳院は一首懐紙の場合と解釈してゐたらしい。また、小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂氏『袋草紙注釈 上』（塙書房昭49・3）は「一首を三行と三字に書くのである」と、明らかに一首懐紙の場合と解してゐるし、『袋草紙考証 歌学篇』もさう解してゐるらしい。筆者も、特に異論がある訳では無いので、一首懐紙の関する規定と考へたい。

(2)の方がやつかいである。今仮に、あくまでも一首懐紙に関する規定だと解釈するならば、古代（三代集の頃か）に於ては、一首懐紙は例外なく3行3字だったが、近代（後拾遺の頃以後か）になると、必ずしもさうではなくなつた、の謂とならう。また、二首懐紙までを視野に入れる解釈を採るならば、上文に示した如き謂とならう（確かに、院政期の懐紙の遺品として著名な一品経和歌懐紙は二首懐紙であり、そのほとんどが3行で一首を書いてゐる）。なほ、『袋草紙考証 歌

建保六年八月十三日内裏中殿宴

秋夜侍 宴同詠池月久明

応 製和歌

参議正三位行民部卿兼伊予権守臣藤原定家上

いくちよそそてふる山のみつかきもをよはぬ池にすめる月かけ

三行三字之書

本文は、冷泉為村筆本を翻刻した赤羽淑氏『藤原定家全歌集』（笠間書院昭53・6）に拠つた。なほ、同氏『名古屋大学本拾遺愚草』（笠間書院昭57・2）に依ると、名古屋大学本・高松宮本も「三行三字書之」（この方が原形だらう）とあるし、冷泉為臣氏が翻刻された冷泉家現蔵定家自筆本にもこの注記が存するやうである。ただし、六家集板本はこの注記を欠くが、これは誤脱だらう。つまり、この注記、定家自身のものと考へて良ささうである。なほ、この項は、赤羽淑氏の御教示に依る。

(2) 東常縁『東野州聞書』（日本歌学大系第5巻・三六五頁）

京極黄門、懐紙自筆御所にて表装して、御座敷に被懸。是を安藤遠州氏世書写なり。則借り申して写し留む。懐紙寸法例式也。

春日同詠庭梅久芳応

教和歌

侍従定家

はるの日もひかりをそ

ふるこゝちしてのど

かにかをるやどのむ

めがえ

和字漢字一字も不替。文字の置様如此。

以上は、定家自筆の懐紙の模写とでも呼ぶべきものである。これ以外にも、定家自筆の懐紙の模写と伝へる記録は多い(例へば松浦静山「甲子夜話」など)が、今一つ信憑性を欠く恨みがあるので、省略に従った。一方、名高い「小倉山荘色紙和歌」は、定家自筆の遺品が何点か存するが、色紙の書式は懐紙とまた別であり、これも検討には含まない。

さて僅か2点に過ぎないが、そのいづれも3行3字であった。定家が通説を支持してゐた事は間違ひあるまい。この事は、定家の歌学書からも確認出来るのである。

(3)『下官抄』(増補国語国文学研究史大成15・六三〇頁)

一、書哥事

同哥可披講断之書一首之時三行三字。

なにはつに さくや この

はな ふゆこもり いまは

はるへと さくや こ

のはな 師説如此

書二首之時無定様今案也。

「師説」とは誰の説か興味ある所だが、その詮索はさて置き、重要な指摘は、3行3字の書式が「披講」と関係のあるらしい事であらう。即ち、私的に懐紙をしたためる場合には、3行3字でなくとも良い、といふのである。一方、「今案」がどこまでを指すのか判然

としない。「師説如此」で一旦文意が切れるやうなので、「書二首之時無定様」が「今案(『私の信じる説』と解してよからう。

(4)『和歌秘抄』(日本歌学大系第3巻・三七四頁)

和歌書様 端作

中殿

秋夜侍 宴同詠池月久明

応 製和歌

参議正三位行民部卿兼伊予権守臣藤原朝臣定家上

三行三字

これは、(1)と同じ時のものだらう。すると、『拾遺愚草』の「三行三字書之」といふ注記は、偶然その歌に付されたのではなく、定家にとつても感慨深い体験があつたのではなからうか、と思ふのである。当日の記録は、活字本「明月記」に脱文があり、明確にはしえないが、幸ひ「晴御会部類記」に、「無名記」なる当日の記録が収められてゐるので、概略を知る事が出来る。その漢文日記に依ると、「醉思群臣衆吾道之再昌」といつた様子であつたといふ。定家が、晴の御会に於る正式の懐紙書式として、この度のものを、一方で『拾遺愚草』に注記し、一方で『和歌秘抄』といふ和歌故実書に記したのも、首肯ける気がする。

(5)別本『和歌秘抄』(東大國文研本)

……一首のうたはみな三行三字家説也行家卿一品経の歌二行七字にかけり隆博朝臣三行三字にかけり三行にかけり人もあり

御製書様

詠其題和歌へ一首時ハ三行三字吉程也。及五六首ハ二行、

三首已上ハ三行

やや系統を異にする御稿本には、「詠其題和歌 三行吉程。己(引用者云、「己」ノ誤歟)及六首者二行也。三首以上者三行或二行。二首ハ三行也。是一枝(引用者云、「枚」ノ誤ナラン)事也」とある。和田英松・久曾神昇氏に依ると、御稿本は、順徳院の初稿本の面影を伝へる由だから、とりあへずは、決定稿たる通行本を以て理解して置けば良いだらう。

さて、久曾神氏前掲書に依ると、第二・作法部は「袋草紙」によつて成つたものと思はれるから、上掲の記事も「袋草紙」の説をうけてのものと思はれる。上文で、「順徳院は一首懐紙の場合と解釈してゐたらしい」と記したゆゑである。

順徳院も微妙な表現をしてゐる。「吉程」の「程」がそれである。何故「吉也」と断定しなかつたのだらうか。これも、先の定家の場合と事情は変りない。周辺に漂ふ「異説」への配慮ゆゑと解して誤りあるまい。

(7)伝藤原為頭「竹園抄」(日本歌学大系第3巻・四二一―三頁)

……懐紙をかくも、二条家、六条家にかはりあり……又祝言に成りぬれば、三行三字にかくべし……

詠一首和歌

寄松祝

君が代のだかに

この資料は、久保田淳氏が「別本『和歌秘抄』(和歌書様)について」(『中世文学』第17号||昭47・5)の中で紹介されたもので、後に同氏『新古今歌人の研究』(東京大学出版会||昭48・3)にも再録された。歌学大系本に無い部分を有する貴重なものである。さて、この記事も甚だ重大な指摘を含むものであつた。

即ち、従来の文献では、異説が固有名詞とともに語られる事はなかつたが、ここで初めて「行家」といふ固有名詞が登場して来るのである。行家といへば、鎌倉中期、定家・為家に叛旗を翻した「原御子左家」の主要メンバー、「一品経の歌」とかなり限定的に異説が紹介されてゐるけれども、定家の口吻がだからといつて弱まるものではないからう。さらに、定家の深慮遠謀を伺はせるのは、一見通説を代表させてゐるかの如き印象を与へるやうに処理してゐる「隆博」が、他ならぬ行家の息である事だらう。見方によつては、「反御子左家」同士で喧嘩をさせておいて、定家は一人で悦に入つてゐる、とも解しうるのである。定家がかう書いてゐるからといつて、

《御子左家説 || 3行3字》

《反御子左家説 || 2行7字》

などと単純に図式化出来ないし、またすべきでもないが、御子左家の周辺に、依然として異説が漂つてゐた事は確かであらう。その異説を管理・喧伝してゐたのが、例へば反御子左家かもしれないが。

次に、定家以外の人々の説を瞥見して置かう。

(6)順徳院「八雲御抄」(久曾神昇「校本八雲御抄とその研究」(厚生閣

||昭14・9)に拠る)第二・作法部・歌書様

すめるいけ水にちよのか
げさすきしのひ
めまつ

『竹園抄』の著者・成立事情・時期等については、古来から論議があつたし、近年、三輪正胤氏の詳細な研究も加はつて、錯綜を窮めてゐるので、小文ではこれらの問題に一切立入らない事とし、鎌倉末期の歌学資料としてのみ見る事にする。記憶すべきは次の二点である。

* 懐紙書式は、二条家(卍御子左家)と六条家で説が分かれてゐたらしい事。

* 3行3字は、(祝言―晴の場)で特に用ゐられたらしい事。
この記事は、(1)―(6)の記事と矛盾しない。

以上の諸説をまとめると、(御子左家卍二条家)では3行3字説を遵奉してゐたと思はれるが、それ以外の家々では、3行3字説が必ずしも絶対ではなかつたやうだ、とならう。

では、伝存する鎌倉期の懐紙の遺品に徴しても、この事は確認出来るのだろうか。そこで、小松茂美氏『日本書蹟大鑑』に掲出されてゐる懐紙を調査してみると、次のやうな結果になつた。人物は概ね時代順である。

藤原 範光 2行9字・2行11字
源 家長 2行7字・2行12字
藤原 長房 3行4字

III 南北朝・室町時代

中世後期のこの時代になると、歌壇の状況もかなり複雑な様相を呈して来る。《二条家》は血脈が絶え、《二条派》となつて存続する事になる。室町中期、《堯恵流》と《宗祇流》の二派に分裂し、後期から安土桃山に至ると、《宗祇流》が事実上の《二条派》と見なされるやうになる。《宗祇流》に属する家々は、三条西・近衛・中院・九条などである。大半の連歌師もこれに含まれる。一方、鎌倉末期から興つた《冷泉家》は、この期に歌道家としての地歩を確立する。ただ、《二条派》ほど裾野が広くはなく、自家の他では、正徹・心敬・猪苗代兼載などが門弟として知られる程度である。そこで、南北朝・室町時代の歌壇は、《二条》《冷泉》の二つに大きく分ける事が出来る。また、鎌倉時代までは歌道家として一般には認知されてゐなかつた《飛鳥井家》が、この時代台頭して来る。以上の三派鼎立状態を一本化したのが、細川幽斎なのである。従つて、特にこの期の資料は、どのグループを基盤に成立したかを見極めなくては、正確な解釈は不可能なので、それぞれのグループ毎に資料を整理し、各々の特徴を測定して行くといふ方法を採る事にしたい。

【冷泉派】

この期の冷泉派を代表する今川了俊に説が見える。

(1)了俊『言塵集』第七・和哥懐紙事(日本古典全集・二四〇頁)

春日同詠一首和歌など、書て題を書て三行三字にかく也。たとへば

藤原 公経 2行6字
飛鳥井雅有 3行5字
卜部 兼好 3行6字
浄弁 3行3字

『日本書蹟大鑑』に掲出されてゐる懐紙は、恐らく九牛の一毛に過ぎないだらう。然し、大凡の傾向をそれらから帰納しても、全くの誤りではあるまい。

① 鎌倉の世は確かに(異説)の跳梁した時代であつた。

② このやうに(異説)の跳梁した時代だからこそ、定家も順徳院も、3行3字説をきちんと主張せざるをえなかつたのだらう。

③ 飛鳥井雅有が3行5字としてゐる事は、室町期、後述するやうに、飛鳥井家の人々が家説として主張する遠因をなすのかもしれない。

④ 《二条家》の歌人の中で(就中、為世門下として)、和歌四天王と呼ばれた兼好と浄弁が、異なる書式をとつてゐる。勿論各々1例のみだから、軽々に彼等の主義を判断する事は出来ない。然し、《二条家》内部でも、3行3字説が絶対ではなかつたとはいへるかもしれない。このやうな《二条家》の事情が、(異説)の跳梁を許す基になつたのではなからうか。

どういふ訳か、《二条家》代々の当主の懐紙の遺品が掲出されてゐないので、3行3字説の当時に於る位相をしかとは測定しかねるが、①②などの点から見て、先程の概括は略々の外してゐないだらう。

梅の花それとも

見えす久かたの天

きる雪のなへてふ

れゝは

如此也。文字くばりのやうによりては書はての三字には真名字を一加て三字にも書也。

この記述から、冷泉家でも3行3字説が専ら行はれてゐた事を確認しうる。ただ残念な事に、冷泉家代々の当主の説が管見に入らなかつたので、断定するにはややためらひが残るのだが、以下引用する周辺資料から想像するに、上述の見通しは誤りあるまいと思ふ。

冷泉家の「正嫡」ではないが、正徹・猪苗代兼載にも説が見える。

(2) 正徹『正徹物語』下巻・83(日本古典文学大系65・二二六頁)

一首懐紙は詠の字の下に題を書く也。詠松有春色和哥、か様に書くべき也。歌をば三行三字に書く也。

(3) 同右・上巻・13(同・一七〇頁)

雅経(引用者云、飛鳥井家ノ祖也)は定家の門弟たりし程に代々みな二条家の門弟の分なり。公宴などにて懐紙を三行五字に書かるばかりぞ、雅経の家のかはりめにてあれ、其外は何にてもたゞ二条家と同じ者也。

(2)だけ見ると何の変哲もない記事のやうだが、(3)と読み併せると、その真意がそれと分かるのである。『正徹物語』で、(3)↓(2)といふ順序で記載されてゐる所以も、そこにあらう。

(3)によると、3行5字説の淵源は、飛鳥井雅経にまで遡ると正徹

が考へてゐた事、一首懐紙の書式に関しては、『二条派』と『冷泉派』では相違がなかつた事、などが分かる。特に前者は重要で、正徹の頃既に「雅経の家（飛鳥井家）のかはりめ」が顕然化してゐたのだらう。

(4) 猪苗代兼載『兼載雑談』（日本歌学大系第5巻・四一〇頁）

一首懐紙は三行三字なり。二首三首は二行七字なり。五首七首は一紙に二行づゝなり。十首より上は紙を継ぐべし。

『兼載雑談』は兼載の自著ではなく、兼載の説を弟子の兼純が筆記整理したものであるが、ここは兼載自身の説をそのまま伝えてゐると解してよからう。これも、『二条派』説と同じである。

(5) 一条兼良『一禅御説』文明10年2月24日条 * 静嘉堂文庫蔵本

（84・10）

懐紙かきやうの事先規あなちちに被定事無之只見はからひ可書と也五首迄は二行七字かみをついても可書十首は（二歎）行にかふは余以准之飛鳥井家には一首を三行五字にかく事彼家の流也しろしめさぬ由奉早 ※（）は補入。

兼良を冷泉派に属せしむる事は、若干の無理が有るかもしれないが、『後成恩寺禅閣事跡』によると、冷泉持為と交流があつたやうだから、仮にここに置いた。厳密にいへば、『二条派』を別に立てるべき所ではある。

『一禅御説』は、兼良の講釈の聞書といふスタイルをとつてをり、兼良の説をかなり忠実に伝えるものと考へられる。ここに見られる兼良の説は少々独自である。「懐紙かきやうの事先規あなちちに被定

事無之只見はからひ可書」とは、一種の相対主義であり、従来の絶対主義とはやや立場を異にする。ただ、現存する唯一の「一首懐紙」（生方貴一氏蔵）も3行3字だし、「飛鳥井家には一首を三行五字にかく事彼家の流也」といふ口吻からも、通説を支持してゐた事は想像に難くない。問題はむしろ、「しろしめさぬ由奉早」である。

「奉」とあるから、「しろしめさぬ」の主語は聞書者の某かとも思へるが、「しろしめす」は尊敬語だから、主語はやはり兼良と解する他ない。すると「奉」も、「奉れる御ひとへの御衣をかづけさせ給へりけり」（『大和物語』一六一段）の「奉る」と同じく、尊敬語となる。但し、室町時代語法としては頗る例外的用法と思はれるが、『一禅御説』ではさう解さないと全体にわたつて理解が出来ないのも事実なのである。

「しろしめさぬ」とは、果して「何を」なのだらうか。『飛鳥井家説』3行5字を、だらうか。これはありえまい。兼良は、二条・冷泉両派の歌学（の悉くではないにせよ、かなりの部分）を理解してゐたし、飛鳥井家の人々ともしばしば歌会に共に出席してゐるから、『飛鳥井家説』3行5字を本當に知らなかつたとは思へない。となると、「何故飛鳥井家のみが3行5字説を遵奉してゐるのか、その根拠なり背景」を「しろしめさぬ」といふのだらう。

【二条派】

前文でも記したやうに、二条家は満基で血脈が絶え、その学統は経賢・堯孝と継承され、その後、堯憲・堯惠・東常縁の三派

に分れた。この内、堯憲流は後継者に余り恵まれなかつたが、堯惠と常縁は後継者を育て、常縁は宗祇に自分の学説を伝へた。ここに『堯惠流』《宗祇流》の大きな二つの学統が成立する事になつた。

そこで、まづ第一に探究すべきは、事実上の室町二条派の祖たる堯孝の説であるが、管見の限りでは知りえなかつた。ただ、尊経閣文庫に蔵される『和歌書式』へ148・古、1枚、外題・内題ともになく、包紙に「無名和歌書式（堯孝法印筆）」とあるの奥書に次のやうにある。

此一まきのほんは堯孝法印かまことの筆
なりある人箱のそこにひめをかれ侍しを
いなつまのほと見せ給ければとときの

うつるをおしみふるきをかへしうらに

文字をたかへすみしかきふてにまかせて後

の世のをろかなる人のたすけともなりなむかし

とてときにめいわり五のとし梅のあめかみの窓に

そゝき松のなみかはらの硯におち侍ける比柳

しるしつけ侍りなむとそ

左親衛藤原基春

「左親衛藤原基春」とは持明院基春、「ふるきをかへしうらに文字をたかへす」云々とは、紙背文書が明応二年二月十四日和漢聯句などである事をさす（因に、『明応二年二月十四日和漢聯句』は、奥田勲氏「連歌作品年表稿」へ「東京大学教養学部人文科学科紀要国文学・漢文学」第32輯―昭39・4）、同氏「連歌作品年表稿補遺その一」へ「同前」第39輯―昭

45・12）、赤瀬信吾氏「曼殊院蔵連歌作品目録並年表 付・発句・挙句索引」へ「国語国文」昭53・1）にも掲出されてをらず、新出資料かと思はれる。紙背文書から見ても、基春自筆と考へて良いだらう。この書の前半に、懐紙・短冊・題などに関する故実が記されてゐるのだが、残念ながら、一首懐紙の書式については記載がなく、堯孝説の実態は分らない。

次に、堯孝の門弟達の説を見よう。まづ、堯憲説だが、明応2年4月、門弟某の問に答へ、和歌秘伝を書き記したものが、『和歌深秘抄』として伝来してをり、その実態を知ることが出来る。やや長文だが、重要な証言を含むので、全文を引用して置く。

飛鳥井家には一首を三行五字に被認候。是は当座の懐紙にて候哉。二楽院（飛鳥井雅康）などは三行三字にもあそはし候。子細を尋申候へは。いづれもくるしからず。三行五字は唯の人書へからず。慈照院殿（足利義政）若盛の御時。三行五字にあそはしけるか。あそはしにくきとて。已後は三行三字にあそはしけるよし。宋世（雅康）御物語有り。雅経卿俊成卿の門弟にて。なにとて彼家にかきり。三行五字に被認候哉。是第一の不審なり。三行三字の時は。月と云もしをさへ。定家卿かなにしたゝめられ候時は如何。また後鳥羽院御宇。熊野御参詣道中の懐紙は定家。家隆。雅経。寂蓮。其外二行七字にかきをへり。もし更に定まらず。又為重卿の一首の懐紙の三字の所を。一字まなを入られける程に四字になる。其懐紙自筆を写之とめ畢。

秋日同詠兼待十五夜和歌

すむ月のはやゆみ
はりもすくる夜になか

はのあきをいそく
比かな

元日陪 和歌所詠

松影浮水 和歌

正二位雅経

こけのむすいはねの

みつのわきてまた

松もふかむる千代

のかけかな

委細披見申候処に心得す候。承候ことく。月をさへかなに定家卿被認候。かやうの儀不審にて候。今も冷泉家などには。為重卿のことく認候人も候。二条家にはかつて不存候。又雅親卿の三行五字此方にも仕候。是は当座の御会の懐紙にて候。問答を整理すると次のやうになる。

- 1 飛鳥井家内部でも、必ずしも《3行5字説》で統一がとれてゐるのではないらしい事。雅親||3行5字、雅康||3行3字、といふ対立があつたか。
- 2 飛鳥井家以外でも、《3行5字説》を遵奉する歌人がゐたらしい事、例へば、若年時の足利義政。「雅親卿の三行五字此方にも仕候」の「仕」を、「さういふ懐紙が存在する」とではなく、「私、即ち、

堯憲周辺にも、《3行5字説》を遵奉する考へがある」と解するならば、飛鳥井家以外のかかなり広い範囲に支持されてゐたとも考へられる。

3 四行目に漢字が入つたために、4音となつてしまつた例が存在する(為重)。堯憲の当時でも、冷泉家(派)ではこのやうな書式が認められてゐたが、二条派では認められてゐなかつた。この漢字の問題は、江戸期の堂上歌学で盛んに問題になるもので、その先駆をなすといへる。一首懐紙書式の微細化と評しえようか。

4 《3行5字説》は、当座の懐紙の書式らしい事。これは、『竹園抄』の説と一脈通ふ所がある。

5 「熊野懐紙」が3行3字でない事に疑問を抱いてゐるが、当時、一首懐紙のものがあつたのだらうか。現存する「熊野懐紙」はすべて二首懐紙である。

6 雅経の3行5字の懐紙が引用されてゐる。もし真蹟の忠実な写しならば、『正徹物語』の説が裏付けられる。

以上の中で重要なのは、1・2である。《3行5字説》の普遍性(歌壇周辺の人までに浸透しうる)・非絶対性(飛鳥井家内部でも統一がとれてゐない)などが指摘出来る。

次に、堯憲説を見てみよう。堯憲には、『古今血脈抄』『愚問賢注抄』『古今抄延五記』『古今二字相伝』などの歌学書があるが、これも残念な事に、堯憲自身の説は管見に入らなかつた。然し、門弟の梁盛法印・鳥居小路経厚相伝の奥書がある「和歌懐紙聞書」があり、そこに一首懐紙の書式が見える。この書の諸本は調査してゐないが、

以下引用に際しては、大阪府立中之島図書館石崎文庫蔵本(石224・2・10、袋綴1冊、外題「和歌懐紙聞書」全二、端作題「和歌懐紙短冊調様会席条々聞書」、江戸中期写)を用ゐる。該書は従来あまり注目されてゐなかつたやうなので、簡単に書誌を報告して置く。奥書は二種ある。

〔奥書A〕

此鈔者嫡流二条家一流之和哥会席以下之作法之次第也梁成法印(藤坊号兵部卿雪松院/堯憲法印資)并経厚/法印(青蓮院言庁務大藏卿/鳥居小路同堯憲弟子)連々令相伝兩人之旨注付早/其後享禄錯乱紛失之雖然求出彼写本今又令/書写之重而書加事有之門弟之外努不/可免他人深可納箱底而已
天文十年八月廿日 権少僧都兼俊(在判)

〔奥書B〕

右一冊雖為秘本兼継僧都本善寺/依御懇望令相伝申者也努不可出当/家抄也可秘之
天文廿年

沽洗下五日

桑門兼俊(在判)

この書は、墨付80丁に及ぶもので、室町期においては最大規模の諸説集成といへよう。ここに掲げられてゐる説は、確たる証拠があるわけではないが、堯憲のものとして大きな誤りはあるまい。相伝者が、いづれも堯憲の弟子であるばかりでなく、書中で、冷泉家を「庶流」と呼び、二条家と当家とを峻別してゐる点も、その事と矛盾しない。さて、一首懐紙の書式に関しては次の如くある。

- (a) 一首懐紙を三行三字に書へし飛鳥井家斗には三行五字にかゝれ侍り他家に此儀なし又万葉書として真名はかりに書るもあり下輩の者などは斟酌すへし但事により座敷によるへき也三行三字の時四くたりめに三字は字の数也仮名のよみは四字五字にもあれ文字を三字かく□(底本一字分空白)きなり(4ウ・5オ)
- (b) 春日同詠梅香留袖和歌(*)
藤原有家(**)

ちりぬれはにはひはかり
をむめのはな ありと
やそてにはるかせ
のふく (***)

〔小字注〕

* 和歌下一寸アマリ又ハイカホトニテモ不苦也

** 作者ノ下六七分

*** 四クタリヲ行ヲヨクソロヘテ書ヘシ(6オ)

堯憲流も、原則として《3行3字説》をとつてゐた事が分る。ただ、先程の堯憲と違ふ点は、《飛鳥井家説||3行5字説》に対して、一顧だにしてゐない事である。また、最後の4行目に漢字が入る事を、堯憲は認めてゐなかつたが、堯憲は「四くたりめに三字は字の数也仮名のよみは四字五字にもあれ文字を三字かく(へ?)きなり」と、《3字||3文字||3音》といふ立場を明確にしてゐる。以上の事から、比較的学統が近いと思はれる堯憲と堯憲でも、細部に互ると、差異が生じてゐた事が分る。二条家なり二条派と簡単に括るのは、

時として実態に反する事もあるのである。

最後に宗祇流だが、これも宗祇説は管見に入らなかつた。尤も、宗祇の名を冠した歌字書がいくつか伝存してをり(今書名のみを若干抄するならば、「和歌秘伝」「和歌錦囊抄」「和歌呉竹集」など)、これらを精査すれば、あるいは宗祇説を分離しうるかもしれないが、挙げて今後の課題とし、小文では、宗祇の弟子である、三条西実隆説を紹介するに留めたい。

京都大学附属図書館の所謂平松本の中に、「篠目(シノノメ)」と題する一小冊子が存する。該書については、早く福井久蔵氏『連歌の史的研究』に簡単な紹介があり、近時、伊藤敬氏「三条西実隆ノ一ト」(リポート笠間)第22号(昭56・10)によつて、実隆の他の著作と比較して「矛盾はない」と認定されたものである。筆者も、実隆作と考へて良いと思ふ。書誌は次の通り。

整理番号(平松・第7門・シ・19)。大和綴1冊。表紙は本文料紙(楮紙)と共紙。表紙左に、打付に「篠目」と墨書される。22・5×16・3種。遊紙が首部に1丁置かれ、墨付は19丁。一面10行。蔵書印は巻頭に「京都/帝国大学/図書之印」(方朱印)とあるのみ。江戸初期写。奥書が「聴雪判/文亀二季林鐘日書之」とある。内容は、約1/2丁分の序(後掲)があり、その後、「執筆事」15条、「同座敷々事」29条、「歌の事」45条の注説が記されてゐる。序は、

先達の申をかれし事をかさねてし侍ること露のをさゝの
一ふしもなく声つゝの一重なることの葉をつゝり侍ことな

「嘲をまねく様なれとも初心のためとて所望のあひたか
は難背尊命(以下略)

伊藤氏は前掲論文で、序の「先達」を「宗祇あたりかもしれない」と解してをられる。ありうる事とは思ふが、「先達の申をかれし事をかさねてし侍ること」を忌避するのは、属見られるポーズであつて、あへて誰と特定する必要は無いのかもしれない。ともあれ、実隆の和学は、その大半を宗祇から相伝したと思はれるから、以下引用する一首懐紙の書式も、宗祇説とかけはなれたものではない、とはいへよう。

実隆は次のやうにいふ。

一首の哥の書様・・・三行三字也但三行は文字不定三字定也又
飛鳥井家ハカリハ三行五字なり(15オ)

「但三行は文字不定三字定也」といふ、一見解しにくい注説も、堯憲・堯惠説の対立を想起すれば、実隆が、堯惠説、即ち(3字||3文字||3音)を支持してゐたのだ、と判明する。ここでも、相変らず飛鳥井説は継子扱ひされる事、同じである。

なほ、宗祇説乃至実隆説の伝播範囲について、考慮する必要がある。堯憲・堯惠説は、比較的狭い空間にしか伝播しなかつたと思はれるが、宗祇説乃至実隆説は、周遊する連歌師や、戦国大名の執筆依頼などによつて、かなり広範囲にまで伝播したのであり、従つて、実隆が(3行3字)を唱へたならば、その影響範囲は、ほぼ全国に波及するのである。これは、(非・二条派)の人々(就中飛鳥井家の人々)にとつて、脅威であつたに相違ない。今、実隆の懐紙・短冊・和歌

会等の故実限定しても、その間の事情を語る資料として、大内義隆の問に対し、実隆の答へた「逍遙公答問」が伝来してゐる。該書は、「多々良問答」(「有職問答」とも、天文6年成る)の前段階をなす貴重な資料である。今仮に、静嘉堂文庫蔵本(79・63)、「逍遙公臨本古書附」を付すを以て概略を紹介する。

I 「姓ニ戸ヲ書加事」以下計9条

「奥書A」享禄二 八 廿三 勘付候

此問題大内方問より三々被尋之間注遣了

II 「男女衣裳色事」他1条

「奥書B」大内不審阿川伝達

享禄三 十二 廿八遣了

不審清書予奥書加了

III 「不審申条(内題)」女房懐紙調様同料紙并短冊書様事」

以下計24条

IV 「和漢連歌等懐紙作者事」以下計13条

VI 「古文書臨摸」

享禄2年4月より、長門阿弥陀寺の僧秀益を通して、義隆が実隆に有職に関する種々の「問題」を尋ねてゐる事は、既に、米原正義氏「戦国大名と文芸の研究」(桜楓社||昭51・10)七八三頁に指摘されてゐる。同書によると、懐紙書様を義隆が問ふたのは、享禄3年2月6日の事であつた。(「実隆公記」同日条)。従つて、現存する「逍遙公答問」の本文中には、実隆の名は見えないが、以上の傍証から、外題の通り実隆作と考へて良いと思ふ。

ただ、該書には、様々の懐紙・短冊の書式が記載されてゐるが、残念な事に、一首懐紙の書式に関する記載がない。これは、実隆が義隆に一首懐紙の故実を伝へなかつたといふのではなく、既に伝へてあつて、今回はもう少し細部に互るもの(例へば、武家様の懐紙の調様)について伝へた、といふのが実情だらう。

さて、少なくとも、周防大内氏には、実隆が支持してゐた通説、即ち(3行3字説)は伝はつてゐたと考へて良い。戦国期、公家達も多く、戦乱を避け地方に下向した。小文で話題にしてゐる飛鳥井家の人々にしても例外ではなく、今泉淑夫氏「文明二年七月六日付飛鳥井雅親書状案をめぐつて」(「日本歴史」昭54・2)には、雅親・雅康兄弟が、歌師範家としての地位を守るため、いかに腐心しかつどれ程地方下向したかが、如実に語られてゐる。応仁・文明・長享・明応期に限定しても、彼等は、美濃・摂津・越前・尾張・若狭・奈良・伊勢等に下向してゐる。彼等は出先で歌会を催したり、あるいは、和歌故実について質問をうけただらう。その中に、一首懐紙の書式が含まれてゐたであらう事は容易に想像がつく。そこでも、二条派・冷泉派の遵奉する(3行3字説)と対決せざるをえなかつたわけだ。その時、実隆の如き存在は重かつたと思はれる。その意味で、「(非・二条派)の人々(就中飛鳥井家の人々)にとつて、脅威であつたに相違ない」と述べたのだ。

【飛鳥井家】

飛鳥井家の(3行5字説)について、近時、橋本不美男氏「雅親

と室町期の飛鳥井家」(『日本古典文学会々報』No.79 昭55.4)が発表されて、その背景のかなりの部分が解明された。

まづ橋本氏は、飛鳥井家が歌道師範家として、公武による正式の認知をうけたのは、雅親が文正元年閏2月5日の任権大納言時であるとされた上で、次のやうに述べられる。

雅親の弟で飛鳥井家をついだ雅康が、門弟関四郎に伝受した「懐紙書法(清書事)」(雅康自筆、書陵部蔵)に、

一首之哥時不論公私三行三字書之

但限当流三行五字書之也、門弟内猶以邂逅事也

とあることである。平安後期以来、一首懐紙の書法は三行三字が通例であり、二条派・冷泉派の書法も「和歌」と「和詞」の相異のみで、音数配列も「九・十・九・三」と一定している。

(中略)しかしながら、門弟に対して公式の一首懐紙書法に当流三行五字と規定したわけであり、正式な和歌師範家の家格でなければ、公武に対してなし得ないことであろう。その理由を雅康は門弟が「邂逅」とする。邂逅は中世語としては「たまさか」であり、正式の門弟がごく少なかったことを示している。(中略)この一首懐紙三行五字の飛鳥井流書法は近世期まで守られている。

概ね首肯しうる総括だが、「邂逅」の解釈はいかかと思はれる。「邂逅」を「タマサカ」と訓む例は、『文明本節用集』『元和本下学集』その他に見え、橋本氏の説かれる通りだが、他ならぬ兩本に、「カウ」なる訓も併記されてゐるのであり、「邂逅は中世語としては「た

まさか」であり」と断定するのは、やや危険と思ふのである。ともあれ、ここでの意味は確かに「稀な事」である。問題は何が「稀」であるのかだらう。橋本氏は門弟ととられたが、これは首肯し難い。

門弟の謂ならば、「門弟猶以邂逅事也」とあるべきではないか。「門弟内」とあるのだから、この一文は、「飛鳥井家」当流では、3行5字説を門弟にも広く推奨(?)してゐるのだが、門弟の中でも3行5字を採る者は、依然稀である」と解釈すべきだらう。

さて、橋本氏によつて、飛鳥井雅康が3行5字説を主張してゐた事は確認されたが、兄の雅親はどうだつたのだらうか。

雅親の自筆懐紙は、後述するやうに、小松氏『日本書蹟大鑑 第八巻』に掲出されてゐるが、これは正しく3行5字である。

九月同詠菊粧如錦

和哥

左近衛権中将藤原雅親

仙人も袖やしき

になりぬらむ菊

のいろ／＼には

ふさかりは

小松氏の考証によると、官位表記から、この懐紙は雅親34歳以前のもつと分る。即ち、かなり若年の頃から、雅親は3行5字で書いてゐたのである。

更に若年時の資料として、静嘉堂文庫蔵『瑠璃壺百首』(82・34)合綴「永享5年3月27日普広院殿初度御会和歌」所収詠草の肩付が

ある。同書の書誌は、武井『一条兼良全歌集 本文と各句索引』(笠間書院 昭58.8)解説で紹介したので、再説はしないが、「春日侍 左相府書閣同詠/花万春友応 教和歌/権少将藤原雅親/三行五字/君ならてたれかみきりの花盛いく万代の春をかけても」とあり、この肩付は、懐紙書式を忠実に記録したものと考へて良い。因に、他に肩付を持つ歌人は、冷泉為之のみ(「三行三字」)であるのも、記録者の恣意による肩付でない事を暗示してゐる。

又、雅親の祖父、飛鳥井雅縁(法名宋雅、歌字書「諸雜記」の著者)が、応永19年正月18日内裏月次歌会に出詠した和歌が、尊経閣文庫蔵『懐紙銘書様』(13・イ・13、卷子本1巻、室町初中期写)に写し留められてゐる。

詠松有春色和歌

宋雅

十かへりの花の

みやこの春にこそ

千代へむ松のいろ

は見えけれ

雅親の父、雅縁の息である雅世は、今の所ミッシング・リングではあるが、以上の状況証拠から考へて、3行5字説を支持してゐた事は疑ひない。ともあれ、飛鳥井家の人々は、かなり古く(確実な所では、南北朝末期あたり)から、3行5字説をとつてゐた事が確認されるのである(雅有を含めると鎌倉末から)。

次に、雅親の弟であり、猶子となつて飛鳥井家を嗣いだ雅康(二葉

軒宋世)を見てみよう。雅康の説を伝へる資料はいくつか存在する。まづ、橋本氏が紹介された『懐紙書法』がある。該書は、整理番号502・369、卷子本1軸、外題はなく端作が「懐紙清書事」とある。奥書が巻末に「所授申関四郎殿物也/可秘/花押」とある。一首懐紙の書法は巻頭で述べられてゐる。この花押は、法号「宋世」の草体と判読しうるので、成立は文明14年以後である。さらに、雅康の説の詳細な集大成として、『飛鳥井家秘伝集』(「飛鳥井秘伝集」)「飛鳥井家秘伝抄」(「飛鳥井家秘説」)「飛鳥井家式法」(「歌道抄」なども)があげられる。該書には、かなり複雑な成立過程が想定されるので、以下略述しておく。

略本とでも称しうるものに、『懐紙短尺寸法』がある。筆者が調査しえた諸本は、次の2本である。

①蓬左文庫蔵本(1229・61・33) 江戸初期写。

②島原公民館松平文庫蔵本(117・95) 江戸初期写。

兩本とも内容は全く一致しかつ本文異同も僅少なので、兄弟本かとも思はれる。今、奥書の保存されてゐる②によつて、その内容を略説すると、

「懐紙短尺寸法」(端作)

I 御不審条:

「短尺寸法の事」「返哥の詠様の事」等

【奥書】

延徳二年十一月五日

宋世判

畠山左衛門督殿

II 「内題無」

「懐紙寸法事」「清書事」「端作事」「和歌之会席事」等

右一巻依細河右京兆御所望書之

不可有聊爾之儀者也

宋世判

Iの「畠山左衛門督」は管領政長の事。実は、後に述べる『飛鳥井家秘伝集』の奥書が延徳3年11月5日政長宛となつてをり、2↑↓3の違いだけで、文面が頗る類似してゐるのである。しかも、Iが『飛鳥井家秘伝集』の巻末部分（御不審条、以下）と全く一致するのだから、あるいは誤写の可能性を考へるべきかもしれない。然し、両方の数字を信用するならば、次の如き想定も可能だらう。即ち、延徳2年11月5日、雅康は政長からうけてゐた「御不審」に対し、自説を書して伝へた。翌年同月同日、Iの前に記事を追加して再び政長に伝へた、とも考へられる（但し、この仮説が成立しにくい事は後述）。

IIの「細河右京兆」は管領細川政元の事。政長と政元は周知の如く政敵であり、明応2年、足利義政の弟堀越公方足利政知の子義澄を擁して政長を滅ぼした。この二人を並べてゐるのは、真意をはかりかねる。もし、かくの如き構成にしたたのが雅康自身としたら、底意地が悪いと評されても仕方あるまい。

さて、一首懐紙の書式はIIに見える（IIに相当する部分は、『飛鳥井家秘伝集』に無い）。

は他に、後述する高松宮本『飛鳥井家説』などがある。

また、bの一部が高松宮本『飛鳥井家説』に引かれてゐるなど、a・bそれぞれ独立して享受されてゐた事を伺はせる資料は、いくつかある。また、上述の高松宮本がその典型であるやうに、『飛鳥井家説』の集成が（恐らく飛鳥井家以外の人々によつて）なされる事も多かった。そして、この傾向は、江戸まで至るのである（例へば、国会図書館蔵『飛鳥井栄雅和歌説方伝』へ202・193、『詠歌一体』『和歌淵底抄』『筆のまよひ』等の合綴本など）。

次に、『飛鳥井家秘伝集』について述べる事にする。有吉保氏『和歌文学辞典』の「飛鳥井秘伝集」の項には、以下のやうにある。

歌論書。宋世口伝なども。延徳三年1491年雅康（宋世）が畠山政長に与えたもの。会席作法が中心であるが、定家流の末に宗祇を挙げず、頼阿から堯恵に至るのを正統とみている点、雅親の「筆のまよひ」を補う点があるなど注意される。書陵部本のほか伝本が多い。

また、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房、昭36・12）には、

飛鳥井家秘伝集と題された写本が多いが（書陵部・京大研究室・神宮文庫・岩瀬文庫等々）、二冊本の場合はその内一冊、一冊本の場合はそれが宋世の歌道口伝書である。これは延徳三年十一月に畠山政長に、題の心得・歌病・懐紙・短冊その他について相伝したものであるが、和歌の歴史なども叙述されていて興味ある部分もなる。「采女」など署名してあるのは「宋世」の誤伝で

清書事

一首は三行三字二首三首より二行七字侍へし（②7オ）

春日同詠初春祝和歌

左京大夫源

三行三字（7ウ）

ここでは、3行5字説は全く見えない。雅康は「懐紙書法」の冒頭で、「不論公私三行三字書之但限当流三行五字書之也」と述べてゐた。するとこの事實は、政元を「当流」ではなく、一般の歌人として執筆した事を物語るものであらう。雅康にとつて、3行5字説はあくまで身内の書式なのであつて、決して他流の人々にまで強要するやうなものではなかつたのだ。視点を変へれば、『当流説』3行5字説をこのやうに相対化しうる程、飛鳥井家歌学が成熟して来たのである。

なほ、IIの内容を仮に $a+b$ とすると、 $c+b+a$ といふ構成の本がある。『和歌功能』がそれで、筆者が調査しえた諸本は、

(1) 宮内庁書陵部蔵本（152・25） 江戸中期写。

(2) 島原公民館松平文庫蔵「和歌功能并翰肝心」へ117・96 江戸初期写。

の2本のみだが、cの部分にも、

一首の懐紙の事三行三字也（21ウ）

と見える。これは飛鳥井家説とは限定しえないので、詳述はしないが、飛鳥井家周辺と見なす事は可能である（なほ、cは若干出入りがあるものの、潮信子の『千種』上巻に抄出されてゐるし、cを含むものに

ある。なお書陵部蔵の宋世歌伝・大東急蔵の「歌学書」も同本である。（二五二頁）

以上の言及では、該書の輪郭はつかめたかと思ふ。以下、東京大学総合図書館蔵旧南葵文庫本『飛鳥井秘伝集』へE31・1461、袋綴1冊本、後半は『藤川百首』注によつて、その内容を紹介しよう。

「飛鳥井秘伝集（内題）」

(a) 「筆のまよひ」（8ウ）

(b) 「説方」（9オ〜16オ）

(c) 「聞書」（16オ〜24オ）

(d) 「御不審条」I」（24ウ〜26オ）

(d)は先に述べたやうに「懐紙短尺寸法」のIに相当する。また(a)は雅親著（日本歌学大系第五巻所収）だから考察から外すとして、当面問題とすべきは、(b)・(c)である。一首懐紙の事は、(b)の冒頭近くに見える。

歌書やうの事一首の題の時三行三字也飛鳥井殿御家には三行五字也常の人は三行三字大法也（9オ）

前掲拙稿でも少し触れたやうに、雅康自身の著作だとすると、「飛鳥井殿御家には三行五字也」といふ物言ひはをかしい。むしろ、飛鳥井家説を伝受した某の聞書乃至著作と考へた方が、事実に近いだらう。その仮説を補強しうる表現は散見する。

i 伊勢物語の注の本と云事当家しらぬ事歎家にわかれて注といふてなし（b15ウ）

ii 七夕に飛鳥井殿遊はし候 (c) 22オ)

特に ii は非・雅康著作説をほぼ決定的にするものだらう。然しといつて飛鳥井家と無縁ではありえず、飛鳥井家説の忠実な継承者とは断じえよう。ともあれ、雅康乃至飛鳥井某はやはり3行5字説を、ここでも相対化してゐたのである。

なほ、上文で「延徳2年11月5日、雅康は政長からうけてゐた『御不審』に対し、自説を書して伝へた。翌年同月同日、Iの前に記事を追加して再び政長に伝へた、とも考へられる」と述べたが、(b)・(c)が雅康自身の手になるものでない事が確認された以上、この仮説は成り立たない。従つて、2↑↓3といふ異文の対立は、何れかが誤写といふ事になる。

最後に、雅親の実子雅俊(及び孫雅教)の説を見よう。雅俊説については既に、小高敏郎氏「資料紹介」飛鳥井家歌道秘伝書」(共立女子大学短期大学部紀要) 1 || 昭32・12) に、小高氏所蔵本の紹介と翻刻がなされてゐるので、専らこの論文によりつつ、述べて行く事にしたい。

該書の内容及び成立は奥書から、次のやうに判明する。

甲「和歌懐紙短冊認様同会席次第等飛鳥井権中納言雅教御傳受聞書(内題)」

永祿10年11月朔日より翌年夏まで、飛鳥井雅教(雅俊の孫)が安芸国吉田に下向し、歌道の講義を大庭加賀守賢兼にし、その折の賢兼のノートが原形である。

乙「和歌懐紙認様同会席次第へ口伝注之」(内題)

雅俊の教説をある人が聞書した94条の秘伝書を賢兼が所持してゐたが、甲と重複する所を若干削り72条としたものが原形である。

以上の簡単な紹介だけでも、該書が今まで屢々話題にして来た《飛鳥井家説集成》の一典型である事が分からう。

さて、該書には一首懐紙の書式についての言及が比較的多く見える。

◇一首懐紙認様 御筆御出題在也

冬日同詠草寄道祝 和詞

加賀守平賢兼

ふりそひてあられも

玉をしきしまのみち

ある御代のひかりを

そみる

右三行三字也……(甲・2ウ↓3オ)

◇元日和哥所懐紙書様之事……

加賀守平賢兼

はつ春のむめのに

ほひにたまのをの

ゆらくこゝろや万代

のとも(甲・7オ)

◇法楽懐紙認様之事……

右三行三字如常……(甲・7ウ)

◇かな題懐紙認様之事……

一首ノ時は三行三字タルベシ(甲・8オ↑8ウ)

◆同奉納認様事……

従二位雅俊

扇

さ夜更てねやにとひかふ

かはほりのとえぬ羽風の

袖ぞ涼しき

右一首ナラハ三行三字(乙・36オ)

◆七夕懐紙之事……

従二位雅俊

はつ秋のつゆの契り

のたまくらをふき

なミたしそあまの

河かせ(乙・36オ↑ウ)

ここに見られるものが、掛値なしの3行3字説ばかりである事に注意を要しよう。雅康も3行3字説を原則としてゐた事は確かだが、「但限当流三行五字書之也」とも主張してゐた。然し、雅俊は《当流説》をおくびにも出さないのだ。この解釈には、様々なアブローチが可能だが、最も穩健な考へ方は、未だ賢兼を「当流」の門弟とは見なさなかつたのだ、といふものだらう。然し、《当流説》の言及位はやはりあつてしかるべき所であり、雅俊に至つて、3行5字説はいよいよ相対化されていつたと覺しい。しかも、該書に引用され

る雅俊の一首懐紙が悉く3行3字である事を重視するなら、あるいは3行5字説を放擲してゐた可能性も出て来る。その真偽はさておき、室町中期から末期になると、3行5字説が飛鳥井家内部でも揺さぶられてゐた事は、もはや疑ひのない所である。そのゆゑを論じうる準備はないが、事は3行5字説にとどまらず、飛鳥井家の歌道師範家としての地位を総合的に考察しなければ、解決の緒は掴めない。

最後に、未だその性格を把握しかねてゐる資料なのだが、『飛鳥井家説』について、少しく触れておかう。

該書は、飛鳥井家説のみならず、実隆説なども含み、歌学集成といつた方がより正確である。今、一首懐紙に関する事項と、成立事情を窮はせる記事のみを抄する。なほ引用は、高松宮本による。

◇ 寄国祝 栄雅

三行五字(1オ)

◇内裏御会懐紙端作

春日侍 宴同詠庭梅久盛

応 製 和歌

位官姓臣某上

三行三字

但当流ニ限テ三行五字書之(2ウ↓3オ)

(以下三行三字説ヲ説ケル記事散見スルモ省略ス)

【奥書1】

右条々者畠山右馬頭(長継)殿(江)被注進以二楽院真蹟令

云写者也

享禄三曆（庚寅）暮秋上三

潮信子（7オ）

（以下実隆ト「石見守」等トノ問答アリ、マタ「土州飛鳥井頼孝之説」モ散見ス）

◇一首哥之時不論公私三行三字也（15オ）

【奥書2】

宋世

皇山左衛門督殿

右者以二楽院真筆書写校合者也

天文三年（甲午）八月廿六日

潮信子（17ウ）

【堯惠聞書（内題）】

【奥書3】

右法印堯孝筆を以写之云々（27オ）

◇哥は三行三字なるへし

飛鳥井殿家ニ平田墨梅問之（29ウ）

【奥書4】

申出官本令人書写之／水原（30オ）

この内、【奥書2】でくくられる部分は、『懐紙短尺寸法』のIに相当する。また、潮信子の名が頻出する事でも想像しうるやうに、『千種』との関係も密である。それらの詳細な比較・検討は省き、小文に資する点のみをあげれば、やはり、飛鳥井家の人々にとつても、

3行3字説Ⅱ大原則

3行5字説Ⅱ飛鳥井家内部の原則

杉謙信、いづれも飛鳥井家の門弟であつたと思へず、彼等がなにゆゑ3行5字で懐紙をしたためたか、謎といふ他はなからう。就中、肖柏に3行5字懐紙が実在するのは奇怪とさへ思へ、我々が知りえない「コード」が、なほ一首懐紙にはあるのかもしれないが、現在の所不明とせざるをえない。今後の課題である。

IV 江戸時代

江戸時代の和歌史研究は、比較的古くからなされて来たにもかかわらず、無尽蔵ともいふべき資料の量などから、全体像を描くにはまだ相当の時が必要と思はれる。なかでも、堂上歌学研究は、昭和になつて本格的に着手されたといつても過言ではない。従つて、以下の叙述も素描とならざるをえないが、幸ひ（？）飛鳥井家の人々は、この時代のこれといった歌学書をのこしてゐないから、深刻な問題とはあるいはならないかもしれない。

先づ、江戸初期の資料をながめてみよう。『日本歌学大系』第6巻所収の歌学書が参考になる。

(1) 鳥丸資慶（1622-1693）口述・阿西惟中筆録『資慶卿口授』（二六二頁・9-12行）

一首懐紙の事、三行三字に書くなり。……書様にさま／＼の故実有りといへども、大かたの分、誰々も皆用うるやうなりと知るべしとぞ。

※樋口芳麻呂氏「資慶卿口授・光雄卿口授の筆録者について」

だつたらうといふ従前の総括が、ここでも確認出来るのである。

以上、特に飛鳥井家説については長々と述べて来たが、知りえた資料による限りでは、従来からの定説、

飛鳥井家流Ⅱ3行5字

二条冷泉流Ⅱ3行3字

はほぼ確認しえたと思ふ。但し、屢々注意して来たやうに、特に雅康以後においては、3行5字説は飛鳥井家流内部の原則だつたといふ趣の強い事は、忘れてはならない。

最後に、鎌倉期と同様に、懐紙の遺品を点検しておかう。調査対象は主として『日本書蹟大鑑』だが、他の資料も参照した。なほ、配列は概ね生年順である。

【3行5字】

満濟（一／＼／のまに／＼）・飛鳥井雅親・肖柏・上杉謙信・

飛鳥井雅庸

【3行3字】

正徹・堯孝・一条兼良・蜷川親元・足利義政・綾小路俊量・四辻季経・冷泉為広・広橋守光・後柏原天皇・甘露寺元長・三条西実隆・甘露寺伊長・大内義隆・持明院基規・白川雅業・三条西公条・万里小路秀房・足利義輝・後奈良天皇・貞敦親王・四辻季遠・山科言継・三条西実枝・鳥丸光康・正親町天皇・四辻公遠・尊朝法親王・中山親綱・紹巴・細川幽斎

例外の顔触れは、頗る興味深い問題を含んでゐる。満濟・肖柏・上

（『和歌文学研究』13Ⅱ昭37・4）「資慶・光雄両卿口授の本文と成立時期について」（『言語と文芸』53Ⅱ昭42・7）によると、活字本には「光雄卿口授」が混入してゐるとの由である。引用部分は「資慶卿口授」の最後の箇所である。

(2) 中院通溪（1631-1710）口述・松井幸隆筆録『溪雲問答』（三〇六頁）一首懐紙三行三字を九十九三の事字をまじへて九十九三には不_レ被_レ書候。たとへば君が代は千世に、一たびあるちりの、如_レ是切り候。二行めへ一字二字かけて書き候。あるひは三字も自然には可_レ書事候。はては必ず字にてもかなにても三字に書き候。

懐紙三行五字の事。飛鳥井家に被_レ用候。他家に不_レ書ことに候。書様にさま／＼の故実有りといへども、大かたの分、誰々も皆用うるやうなりと知るべし。「懐紙三行五字の事。飛鳥井家に被_レ用候。他家に不_レ書ことに候」などといふ箇所から、江戸初期、なほ（飛鳥井家説Ⅱ3行5字）が存在した事、しかも、他家では全く用ゐられ

てゐなかつた事、などが分かる。ここで注意しておきたい事は、室町中期、二条派内部で問題となつてゐた漢字（「字」）の扱ひが再びとりあげられてゐる点である。二条派の場合、四行目に漢字が入けるケースを論じてゐたが、中院通溪はもう少し広く、一首全体における漢字の扱ひまで論じてゐて、書式の細分化が更に進んだ事を如実に物語る。三行三字を9・10・9・3と規定してゐる点も、細分化の典型と評しえよう。なほ、有吉氏『和歌文学辞典』の「懐紙」の項に、「鎌倉時代頃より歌会での料紙をさすようになったと考えられる。以後、書式（一首懐紙は九・十・九・三の三行三字書き……）や

大ききなどが次第に規定された」とあるが、誤解を招きやすい記述であった。筆者の承知してゐる範囲では、9・10・9・3といふ細分化は江戸初期を遡及しえないと思はれる。

この時期の歌学書は大半が未翻刻あるいは未紹介で、他に一首懐紙について触れてゐるものも多いだらうと思ふ。たまたま管見に入つた資料を次に紹介しておかう。

該書は、国立国会図書館蔵「飛鳥井家倭書法之口伝(題簽)」へ847・19、袋綴1冊、横本、墨付16丁、江戸中期写である。奥書・識語等が一切なく、正確な成立時期がはつきりしないが、末尾に歌会の一括されてゐる所に、「元和六年七月十三日 和哥会」「月次ハ 寛永元年八月三日和哥会」「慶安二年三月三日会 住吉法楽」「承応二年七月十五日 次第不同」とあつて、それ以後の年時記載がない所から、承応2(一六五三)年を上限とし、あまりそれから隔たらぬ頃の成立と考へて良いだらう。一方、書中に見える人名も、概ねこの推定と矛盾しない。念の為に掲げると、

定家・家隆・為世・頼阿・[烏丸] 光広・雅繼(=飛鳥井雅庸?)・
[法橋] 永治(未勲)・雅世・[中原] 忠元・式部卿貞輔親王(未勲)・[藤原] 正胤(未勲)・栄雅・[中山] 宣親・[一条] 冬良

※飛鳥井家の人には傍線を付した。
未勲の人々を考証して行けば、あるいは上限をもう少し引き下げる事が可能かもしれないが、18世紀にまで下る事はあるまい。

また題簽に「飛鳥井家」と冠してゐるので、作者を飛鳥井某乃至飛鳥井家の某門弟とも考へうるが、決定的な内部徴証がないので、

江戸初期を概括するに、《飛鳥井家説》3行5字は、飛鳥井家の内外で、未だ認められてゐたと覚しい。但しこれはあくまでも、「堂上歌壇において」といふ限定が付く事を忘れてはならない。当時は地下の歌壇・歌学が興隆して来た頃であり、そこまで飛鳥井家説が浸透してゐたかどうか、確証がないからである。

次に、江戸中期の堂上歌学の資料を見てみよう。これも埋もれた文献が大半なのだが、二条派の伝統を継承した芝山持豊(1742-1815)の説が管見に入つた。

該書は、内閣文庫蔵『二条家和歌諸式』へ202・189、袋綴1冊、足代弘訓写である。構成を紹介しつつ、その説を引かう。

〔二条家懐紙詠草書法(扉題)〕
一首懐紙之事

此所ミハカライ
春日同詠寄道祝
和歌
官 姓
名
おさまれる御代のし
るしもさらにいまみえ
てさかふるしほかま
能美地

和歌ト名ノアキ
見斗ヒ
歌ヨリ名ノ
サガル不苦候

〔頭注〕三字留リノコト／松嘉枝ノ事ニヨリ此通ニ留ネハノナラ

この点は保留としたい。

さて、一首懐紙の書式について次の如くある。

一懐紙之事
一首の和哥は三行三字
但飛鳥井家にては三行五字也
二首三首は二行七字にかく也
一首の和哥書様九十九三と心得へし

春日同詠初春霞 和哥
権大納言藤原 雅世
朝日かけにほひそ
かぬるかすみより春
の色こそあらはれ
にけれ

(9ウ10オ)

やはり、3行5字説はここでも言及されてゐた。ただ不思議なのは、例歌として掲げられてゐる「雅世」とは、室町期の飛鳥井雅世であらう、さうするとその書式が見る通り3行3字であるのは、「但飛鳥井家にては三行五字也」といふ発言と矛盾するのではなからうか。また、9・10・9・3といふ規定も述べられてゐた。

ヌコトアリ／松まつトニツニナルナレトモ／三字留ノ時ハ／松ト一ツナル也／尤松ニカギラズ

九十九三トイエトモ余リ字アレハ九十三トニテモ
其時宜ノヨキ様ニスヘシ

神君 松竹 千代 万代 鶴亀
月日

此類ノ字切ルコトヲセスサスレハ字余リデナクテモ其心得
アルヘシ九十九三トハ不出来

八十三トニテモ十八三トニテモ其時宜ニヨルヘシ
三字つゞきはキラウコト也へ一首懐紙ノ時ノコト也(5オ)

【奥書1】
右同門之外見他言有間敷

文化二年九月廿二日 物也

前権中納言持豊(花押)

【奥書2】(足代弘訓ノ書写奥書アリ、省略ス)
「女房懐紙」他ノ記事アリ

【奥書3】
右同門之外堅他見他言有間敷

文化三年五月廿二日 前権中納言持豊(花押)
「当座次」他ノ記事アリ

【奥書4】

同門之他堅他見他言有間敷物也

持豊

以上長々と引用したが、奥書から、芝山持豊説の集成と性格付け出来よう。一段と細分化が進んでゐる。ただ注意したいのは、ここにはもはや、飛鳥井家説への顧慮が見られない、といふ事である。直ちに飛鳥井家説の断絶を讀取る事は尚早だが、その影響力が衰微した事は疑ひないだらう。尤も、《非・飛鳥井家説》3行3字説といへども、その実質的な命脈は既に尽きかかつてゐるのではあるが。最後に、諸書が指摘してゐた如く、飛鳥井家の人々が、なほ3行5字に実際に拘泥してゐた事実を紹介して、本節を終へる事にした。

春日同詠梅花告春

和歌

従三位藤原雅章

のとかなるかせを
こゝろにさく梅の
花よりにはふ千世
のはつはる

*橋本不美男氏『原典をめざして—古典文学のための書誌—
〔笠間選書9〕〕〔笠間書院—昭49・7〕二六四頁所掲。飛鳥井
雅章(1611—1679)

V 明治初期

明治になつても、『百人一首』の注釈書は陸統として現れる。その一書に、三田村熊之助著・松室八千三編・石塚猪男蔵発行『百人一首詳解』がある。架蔵本は明治33年1月23日刊行の再版本で、初版は明治20年代であらうと思はれる。「附録」(上下二段組)が巻末にあり、上段は「新撰諸礼式」、下段は「歌人の心得」「国文作例」で、「歌人の心得」の中に、一首懐紙の説が見えるのである。いづれも作者を明確にしないが、就中「歌人の心得」は、江戸以来の堂上歌学の正統な継承者の手になるふしがあり、明治期の資料であるものの、あへて小文に加へたゆゑである。

さてこの「歌人の心得」であるが、ふんだんに懐紙・短冊の図版を収め、しかもその作者の大半が、鎌倉・室町・江戸期の著名歌人である点、注目に値しよう。懐紙・短冊が掲載されてゐる歌人と、その生没年を次に整理しておく。なほ、「」は私注である。

尊鎮〔青蓮院宮、後柏原天皇第5皇子〕1504—1550
通村〔中院〕1588—1653
左兵衛督源義氏〔未勘〕
伊賀守平宗之〔未勘、寛政重修諸家譜ニモミエズ〕
資慶〔鳥丸〕1622—1669
実隆〔三条西〕1455—1537
資枝〔日野〕1737—1801

基秀〔園?、河鱈?〕
定俊・重秀〔未勘〕
頼阿 1289—1372
尚柏 1443—1527
政為〔下冷泉〕1445—1523
宗祇 1421—1502
為尹〔冷泉〕1361—1417
勝仁〔後柏原天皇〕1464—1526
長維〔未勘〕※以上掲載順。

尤も、引かれてゐる懐紙・短冊の信憑性が問題だが、真贋は別としても、作者の教養の深さを知る恰好の材料となるし、該書が堂上歌学につらなる(乃至つらならうとしてゐる)事を如実に証明するものだらう。しかも、資慶・資枝・政為・為尹といった、(和歌史研究においては逸する事が出来ないが)当時それほど著名ではなかつたらう歌人を拾ひ上げてゐる事も、証拠となりえよう。

春日同詠每山有春

和歌

左兵衛督源義氏

わか宿のこすゑは
かりとみし程に四方
の屋さへに春はき
にけり

を は り に

以上、資料の羅列に終始した感があるが、とにもかくにも緒言で目的とした確認事項、

3行3字 標準の書式(二条・冷泉説)

3行5字 異端の書式(飛鳥井説)

は、十二分に、しかも、院政期から明治中葉に至るまでの長期にわたって確認出来た。

小高氏前掲論文に次の如き一節があつた。

本書を讀む人は、その内容が懐紙や短冊の書式とか、どうでもよいやうな事柄について煩瑣な規定ばかり羅列してあるのを見て、失望と軽侮の念を抱くことであらう。読者の軽侮の念はやがて本書を復刻した人に及ぶかもしれない。

小高氏の懸念は、いふまでもなく、小文にも及ぶものである。為に、緒言において筆者の立場をやや声高に述べておいたのであるが、若

千異なる視点からなほ述べてみよう。

我々古典和歌研究者は、和歌をテキストとして先づ考へるのを常として来た。その立場に問題はないし、ますます強固に推進されるべきであると思ふ。然し、古典和歌の実作者の立場になると、テキストとしての和歌の他に、物理的存在としての和歌があつた事に思ひ至るのである。例へば、晴の歌会に臨んだ折、一首懐紙の書式は、必要不可欠な知識であつたと思はれる。それを知らずしては、幽玄も余情もあつたものではない。和歌が詠めないのである。網の目のやうにはりめぐらされた規定がまだまだあつた事は、中世以後へ和歌有職とでも呼ぶべき歌学書が氾濫した事を以て、十分に想像しうる。このやうなへ和歌有職研究も、古典和歌研究の重要な一テーマだと筆者は考へるのである。

残された資料は多いと思ふし、取り上げた資料の解釈も不十分だらうと思ふ。御教示を頂きたい。

最後に、資料閲覧を許可された諸文庫・図書館にあつくお礼申し上げる次第である。なほ、小文は、昭和58年度科学研究助成費(奨励研究A)による研究成果の一部を含む。

(2/11/84)

昭和59年11月15日 印刷
昭和59年11月20日 発行

編輯兼 発行人	大 学 学 大 玉 埼 浦和市下大久保255番地
印刷者	望 月 憲 大宮市桜木町2丁目303番地
印刷所	望月印刷株式会社 大宮市桜木町4丁目444番地 電話 (0486) 41-6651 (代)